

エコ住宅～断熱等性能等級4【仕様基準】、【性能基準（当該住戸の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法）】の概要

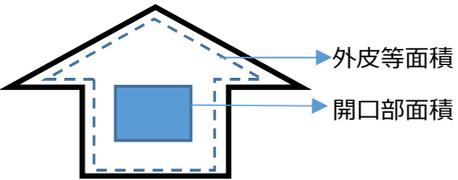
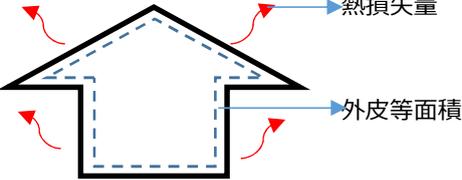
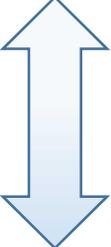
(木造戸建て住宅)

■断熱等性能等級の概要

「断熱等性能等級」は外皮の省エネルギー性能を評価する指標であり、エコ住宅であることの見直しとなります。基準は【仕様基準】による方法と【性能基準】による方法があります。【仕様基準】、【性能基準】のどちらを選択した場合でも、原則として外皮等面積の計算が必要になります。

※仕様基準で「開口部比率（に）」を選択した場合は外皮等面積の計算は不要です。

※性能基準で「当該住戸の外皮の部位の計算を用いずに外皮性能を評価する方法に基づく計算シート」で計算した場合は外皮等面積の計算は不要です。

【仕様基準】	【性能基準】
あらかじめ設定された仕様から選択	U_A 値、 η_{AC} 値を計算して基準値への適合性を確認
 <p>開口部面積 / 外皮等面積 = 開口部比率</p>	 <p>総熱損失量 / 外皮等面積 = 外皮平均熱貫流率(U_A値)</p>
<p>開口部について、開口部比率の区分（い）～（に）に応じた開口部断熱仕様を選択。</p> <p>開口部比率：小 要求される開口部の断熱性能：低</p> <p>開口部比率（い）</p> <p>開口部比率（ろ）</p> <p>開口部比率（は）</p> <p>開口部比率（に） 要求される開口部の断熱性能：高</p> 	<p>外皮計算書を用いて外皮平均熱貫流率（U_A値）、冷房期の平均日射熱取得率（η_{AC}値）を算出。</p> <p>標準入力型</p> <p>仕様選択型</p> <p>当該住戸の外皮の部位の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法</p> <p>入力方法：複雑 計算結果：良</p> <p>入力方法：簡易 計算結果：悪</p> 

【仕様基準】について

■外皮の仕様基準のイメージ【仕様基準】

5・6・7・8地域

1・2・3・4地域※₁（宮城県は3・4地域※₂）

天井又は屋根 (断熱)	外壁 (断熱)	床 (断熱)	開口部 (断熱)	開口部 (日射遮蔽)
----------------	------------	-----------	-------------	---------------

※₁1～4地域には日射遮蔽の基準がありません。

※₂宮城県は栗原市の一部地域（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村）が3地域となります。

■躯体の断熱性能等に関する基準（木造一戸建て住宅の場合）【仕様基準】

工法	施工方法	施工部位		断熱材の熱抵抗の基準値 (mK/W) ※ ₁	
				地域区分	
				3地域	4地域
軸組工法	充填断熱工法	屋根または天井	屋根	4.6	4.6
			天井	4.0	4.0
		壁		2.2	2.2
		床	外気に接する部分※ ₂	5.2	3.3
			その他の部分	3.3	2.2
		土間床等の外周部分の基礎※ ₃	外気に接する部分	3.5	1.7
			その他の部分	1.2	0.5
枠組壁工法	充填断熱工法	屋根または天井	屋根	4.6	4.6
			天井	4.0	4.0
		壁		2.3	2.3
		床	外気に接する部分※ ₂	4.2	3.1
			その他の部分	3.1	2.0
		土間床等の外周部分の基礎※ ₃	外気に接する部分	3.5	1.7
			その他の部分	1.2	0.5
軸組・枠組・鉄骨造	外張断熱工法または内張断熱工法	屋根または天井		4.0	4.0
		壁		1.7	1.7
		床	外気に接する部分※ ₂	3.8	2.5
			その他の部分	—	—
		土間床等の外周部分の基礎※ ₃	外気に接する部分	3.5	1.7
			その他の部分	1.2	0.5

※₁熱抵抗値 (mK/W) = 断熱材の厚さ (m) / 断熱材の熱伝導率 (W/mK)

※₂床の「外気に接する部分」のうち、床面積の5%以下の部分については「その他の床」とみなすことができます。

※₃玄関・勝手口その他これらに類する部分における土間床部分、及び断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分については断熱構造とすることを要しません。

■開口部の断熱性能等に関する基準（一戸建て住宅の場合）【仕様基準】

開口部比率		開口部比率の 区分	熱貫流率 (W/m ² K) の基準値	
3地域 (地域区分)	4地域 (地域区分)		3地域 (地域区分)	4地域 (地域区分)
7%未満	8%未満	(い)	2.91以下	4.07以下
7%以上～9%未満	8%以上～11%未満	(ろ)	2.33以下	3.49以下
9%以上～11%未満	11%以上～13%未満	(は)	1.9以下	2.91以下
11%以上	13%以上	(に)	1.6以下	2.33以下

※窓の面積の合計が、床面積の2%以下の窓については熱貫流率基準値の適用除外とすることができます。

開口部比率

=

$$\frac{\text{開口部の面積の合計}}{\text{外皮等の面積の合計}}$$

(天井又は屋根、外壁、床、開口部の合計面積)

延べ床面積で
はありません

※開口部比率の区分 (い) ～ (は) の場合は開口部比率の計算が必要ですが、
開口部比率の区分 (に) の熱貫流率基準に適合すれば開口部比率の計算は不要になります。

■熱貫流率2.33以下となる建具枠、ガラスの組み合わせの例（参考）

サッシ

建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		開口部の熱貫流率
		ガス層	中空層の厚さ	
樹脂製	Low-E複層	無	10mm以上	2.33
アルミ樹脂複合	Low-E複層	無	10mm以上	2.33
アルミ樹脂複合	Low-E複層	有	8mm以上16mm未満	2.33

玄関ドア

建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		開口部の熱貫流率
		ガス層	中空層の厚さ	
枠：木製 戸：木製断熱積層構造	Low-E複層	無	10mm以上	2.33
枠：金属製熱遮断構造 戸：金属製断熱フラッシュ構造	Low-E複層	無	10mm以上	2.33

※その他、カタログ等により熱貫流率が2.33以下であることが確認できるものであれば構いません。

【性能基準】外皮の部位の面積を用いずに外皮性能を評価する方法について

■外皮の性能基準【性能基準】

地域区分	外皮平均熱貫流率 (UA値)	冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC} 値)
4地域	0.75	— (基準値無し)
3地域	0.56	— (基準値無し)

■「当該住戸の外皮の部位の面積を用いずに外皮性能を評価する方法に基づく計算シート」について【性能基準】

この計算方法は、住宅の外皮の面積等を用いずに簡易に外皮性能を算出できる方法となっています。また、ここで算出した数値を「一次エネルギー消費量等級」の一次エネルギー消費性能計算プログラムに入力する数値としても活用できます。

「住宅性能評価・表示協会」のホームページ (<http://www.hyoukakyokai.or.jp/>) からエクセルシートをダウンロードして入力してください。

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

当協会は品確法に基づく評価機関等で構成され、住宅性能表示制度の適切で円滑な運用を目指し活動しています。

ホーム

住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率（冷房期・暖房期）計算書

- ・はじめにお読みください。『外皮計算書簡単ガイド』
- ・外皮計算書の編集を行いたい場合について
- ・過去の計算シートはこちら

木造戸建て住宅(当該住戸の外皮の部位の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法)

・住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率(冷房期・暖房期)計算書

(国研)建築研究所技術情報H30.4月版に基づく外皮計算書 [\(外皮面積等を用いない外皮計算シートEXCEL2007版 ver.2.2\)](#)

木造戸建て住宅(標準入力型)

・住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率(冷房期・暖房期)計算書

平成28年省エネルギー基準に基づく外皮計算書 [\(【H28】木造戸建て住宅\[標準入力型\]EXCEL2007版 ver.1.5\)](#)

木造戸建て住宅(仕様選択型)

・住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率(冷房期・暖房期)計算書

平成28年省エネルギー基準に基づく外皮計算書 [\(【H28】木造戸建て住宅【仕様選択型】EXCEL2010版 ver.1.4\)](#)

シートの入力方法について

シート内の【入力例】に基づいて以下の項目について、入力してください。

- ・住宅の名称
- ・住宅の所在地
- ・地域の区分（1～8地域）
- ・住宅の規模（階数）
- ・床面積
- ・断熱構造による住戸の種類（床断熱or基礎断熱or床断熱と基礎断熱の併用）
- ・浴室の断熱構造（床断熱or基礎断熱or床断熱と基礎断熱の併用）
- ・判定する等級
- ・開口部の仕様（サッシの設置階・設置方位、サッシの熱貫流率、サッシの日射熱取得率）
- ・開口部の仕様（ドアの設置階・設置方位、ドアの熱貫流率）
- ・外皮（天井・外壁・床）の仕様（熱貫流率、温度差係数）
- ・基礎の仕様（熱抵抗値、各部寸法、温度差係数）
- ・部位ごとの熱貫流率

当該住戸の外皮の部位の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法 に基づく計算シート（建研公開プログラムに基づく）

- 適用範囲：木造戸建ての住宅 -

■基本情報の入力

住宅の名称				
住宅の所在地				(地域の区分) 4地域
住宅の規模	地上	階	、地下	階
床面積	主たる居室 ※※	その他の居室 ※※	非居室	計
	m ²	m ²	m ²	m ²
断熱構造による住戸の種類	<input checked="" type="radio"/> 床断熱住戸	<input type="radio"/> 基礎断熱住戸	<input type="radio"/> 床断熱住戸と基礎断熱住戸の併用	
浴室の断熱構造	<input checked="" type="radio"/> 床断熱	<input type="radio"/> 基礎断熱	<input type="radio"/> 浴室の床及び基礎が外気等に面していない	

※：玄関、勝手口その他これらに類する部分（断熱措置の講じられた浴室下部含む。）以外に土間床部分が存する場合、「床断熱と基礎断熱の併用」を選択してください。

※※：主たる居室・その他の居室の面積入力は任意となります。（仮想床が発生する場合は、仮想床面積を含まない数値を入力してください。）

■計算結果

計算結果	(床断熱)	(基礎断熱)	判定値	基準値	判定	等級
外皮平均熱貫流率(U_A)				0.75	不適合	<input checked="" type="radio"/> 等級4
冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC})				-	-	<input type="radio"/> 等級3
暖房期の平均日射熱取得率(η_{AH})	-	-		-	-	<input type="radio"/> 等級2

■ 部位ごとの熱貫流率の計算方法について（参考）【性能基準】

熱貫流率補正法（簡略計算法②）による場合の計算方法

簡略計算法②による場合は、断熱部のみ**の熱伝導率、断熱層の厚さ**を入力して、**補正熱貫流率（ $U_{r,w}$ ）**の値を加えることで、部位ごとの熱貫流率を求めることができます。

以下に入力例を示しますので、作成の際の参考にしてください。

2) 簡略計算法②による部位熱貫流率

(床) の熱貫流率 W/ (m ² K)			
仕様番号	熱伝導率λ	厚さ d	d/λ
F-1	W/(m・K)	m	m ² ・K/W
XPS3bA	0.028	0.065	2.321
構造用合板	0.160	0.024	0.150
熱貫流抵抗 $\Sigma R = \Sigma (d_i / \lambda_i)$			2.471
熱貫流率 $U_n = 1 / \Sigma R$			0.405
熱貫流率 $U_i = U_n +$			0.13
			0.535

例1) 床に押出法[®]ポリスチレンフォーム3種bA t = 65mmを大引間に断熱する場合

←断熱材の熱伝導率と厚さを入力

←床下地の構造用合板を入力できます

←下表より補正熱貫流率（ $U_{r,w}$ ）を入力

2) 簡略計算法②による部位熱貫流率

(外壁) の熱貫流率 W/ (m ² K)			
仕様番号	熱伝導率λ	厚さ d	d/λ
W-1	W/(m・K)	m	m ² ・K/W
高性能GW24K	0.036	0.105	2.917
熱貫流抵抗 $\Sigma R = \Sigma (d_i / \lambda_i)$			2.917
熱貫流率 $U_n = 1 / \Sigma R$			0.343
熱貫流率 $U_i = U_n +$			0.09
			0.433

例2) 外壁に高性能GW24K t = 105mmを充填断熱する場合

←断熱材の熱伝導率と厚さを入力

←下表より補正熱貫流率（ $U_{r,w}$ ）を入力

2) 簡略計算法②による部位熱貫流率

(天井) の熱貫流率 W/ (m ² K)			
仕様番号	熱伝導率λ	厚さ d	d/λ
C-1	W/(m・K)	m	m ² ・K/W
高性能GW16K	0.038	0.2	5.263
石膏ボード	0.221	0.009	0.041
熱貫流抵抗 $\Sigma R = \Sigma (d_i / \lambda_i)$			5.304
熱貫流率 $U_n = 1 / \Sigma R$			0.189
熱貫流率 $U_i = U_n +$			0.05
			0.239

例3) 天井に高性能GW16K t = 200mmを梁・桁間に断熱する場合

←断熱材の熱伝導率と厚さを入力

←石膏ボードを室内側全面に張る場合は入力できます

←下表より補正熱貫流率（ $U_{r,w}$ ）を入力

2) 簡略計算法②による部位熱貫流率

(屋根) の熱貫流率 W/ (m ² K)			
仕様番号	熱伝導率λ	厚さ d	d/λ
R-1	W/(m・K)	m	m ² ・K/W
フェノールフォーム保温板	0.020	0.05	2.500
←断熱材の熱伝導率と厚さを入力			
熱貫流抵抗 $\Sigma R = \Sigma (d_i / \lambda_i)$			2.500
熱貫流率 $U_n = 1 / \Sigma R$			0.400
熱貫流率 $U_i = U_n +$			0.11
			0.510
←下表より補正熱貫流率 (U _{r,w}) を入力			

例4) 屋根にフェノールフォーム保温板1種2号C I t = 50mmを断熱する場合

低炭素建築物認定に係る技術的審査マニュアル (2015住宅編) より

部位	断熱工法等	補正熱貫流率U _{r,w}	
		軸組	枠組
床	—	0.13	0.08
外壁	充填断熱(柱・間柱間に断熱)する場合 充填断熱(柱・間柱間に断熱)し付加断熱する場合	0.09	0.13
	土壁で外張断熱の場合	0.04	
	土壁以外で外張り断熱の場合	0.02	
天井	桁・梁間に断熱する場合	0.05	
屋根	充填断熱(たるき間に断熱)する場合 充填断熱(たるき間に断熱)し付加断熱する場合	0.11	
	外張断熱工法	0.02	

※外張りする断熱材を下地材が貫通しない場合はU_{r,w}=0としてよい。

【仕様基準】 【性能基準】 結露の発生防止に関する基準について

■ 結露の発生防止に関する基準 【仕様基準】 【性能基準】

- ・ 繊維系断熱材を使用する場合は、断熱材の室内側に防湿層を設けること。
(床断熱で断熱材の下側が湿気の排出を妨げない構造となっている場合は、緩和規定により防湿層なしとすることができます。)
- ・ 屋根又は外壁の断熱材の室外側に通気層を設けること。
(繊維系断熱材の場合は断熱層と通気層の間に防風層も併せて設けること。)

エコ住宅～一次エネルギー消費量等級4の概要

(木造戸建て住宅)

■一次エネルギー消費量等級の概要

「一次エネルギー消費量等級」は「外皮」（建物の断熱性能等）と「設備」の省エネルギー性を総合的に評価する指標であり、エコ住宅であることの見込みとなります。

■一次エネルギー消費量の算定

一次エネルギー消費量の算定は、「独立行政法人 建築研究所」のホームページ (<https://house.lowenergy.jp/program.html>) から、エネルギー消費性能計算プログラムを利用して計算することができます。

- ・外皮～規模、地域区分、熱貫流率、日射熱取得率、通風・蓄熱の有無
- ・暖房設備～暖房方式、機器の種類・仕様
- ・冷房設備～冷房方式、機器の種類・仕様
- ・換気設備～換気方式、機器の仕様、換気回数
- ・熱交換設備～熱交換器の有無、仕様
- ・給湯設備～給湯熱源機の種類・仕様、配管方式、水栓の仕様、浴室の仕様
- ・照明設備～照明器具の種類、調光制御の有無、人感センサーの有無
- ・太陽光発電設備～太陽光発電設備の種類・仕様・容量
- ・太陽熱利用設備～太陽熱利用設備の種類・仕様
- ・コージェネレーション～コージェネレーションシステムの種類、機器の種類

これらを入力し、一次エネルギー消費量を計算します。

■外皮について

外皮性能の算定について、原則として外皮面積等の計算が必要になりますが、**外皮面積計算を用いずに外皮性能を評価する簡易な方法もあります。**

この方法による場合は、エネルギー消費性能計算プログラム上で断熱構造の種類、浴室の断熱構造、各部位の熱貫流率、開口部の日射熱取得率を入力することで、一次エネルギー消費量の算出が可能になります。

長持ち住宅～劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2の概要 (木造戸建て住宅)

■劣化対策等級・維持管理対策等級の概要

「劣化対策等級」、「維持管理対策等級」は建物の材料の劣化を軽減し、日常の点検・清掃・補修などの維持管理を容易にすることにより、長持ち住宅であることの見直しとなります。

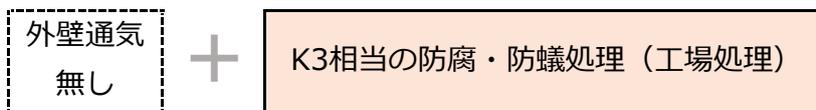
■外壁の軸組等の防腐・防蟻の基準

外壁の軸組等について、**地面から1m以内の部分**に次のa～cのうち、いずれかの措置が必要になります。

a.



b.



c.その他a、bの措置と同等の措置

※1 (社)日本しろあり対策協会、(社)日本木材保存協会認定の防腐防蟻薬剤
(申請時は認定書の写しの添付が必要です。)

※2 ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ベイマツ、ダフリカカラマツ、サイプレスパイン等

※3 ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイヒバ等

■土台の防Ⓕ・防蟻の基準



■浴室および脱衣室の防水の基準

浴室の軸組等・床組・天井、脱衣室の軸組等・床組に次のいずれかの措置が必要になります。

a.防水上有効な仕上げ(※)が施されているもの。

b.浴室については「JIS_A_4416」に規定する浴室ユニットであること。

c.その他、a、bと同等以上の防水上有効な措置。

※防水上有効な仕上げ

シーリングせっこうボード張り、ビニールクロス張り、クッションフロア張りなどが該当します。

また、耐水合板（普通合板（1類）、構造用合板（特類、1類））の下地も防水上有効であると考えられます。

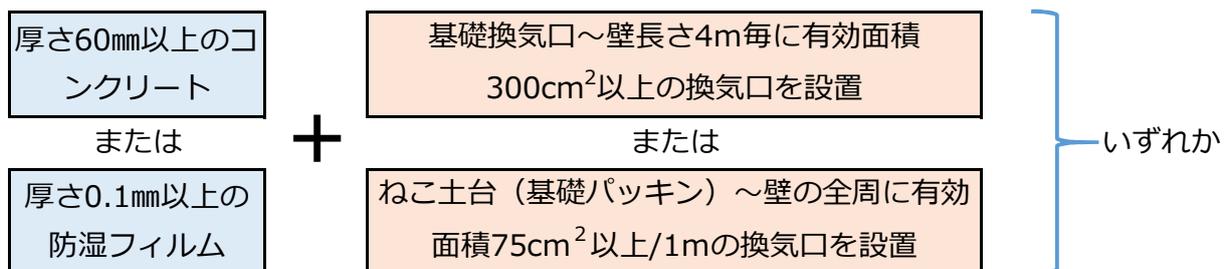
■地盤の防蟻の基準

宮城県内は対象区域外となります。

■基礎の高さの基準

地面から基礎上端または土台下端までの高さが**400mm以上**であること。

■床下の防湿・換気の基準



※基礎断熱工法の場合は床下換気は必要ありません。

■小屋裏の換気の基準

小屋裏に次のいずれかの換気措置が必要になります。

ただし、屋根断熱工法等で小屋裏が室内と同等の温熱環境である場合は必要ありません。

a. 小屋裏給排気（壁面に給排気口を設置する場合）

天井面積の**1/300**以上の有効面積が必要

小屋裏の壁に**2以上**の換気口が必要

b. 軒裏給排気（軒裏に給排気口を設置する場合）

天井面積の**1/250**以上の有効面積が必要

軒裏に**2以上**の換気口が必要

c. 軒裏給気・小屋裏排気（軒裏に給気口、壁面に排気口を設置する場合）

給気：天井面積の**1/900**以上の有効面積が必要

排気：天井面積の**1/900**以上の有効面積が必要

給気口と排気口を垂直距離で**90cm**以上離すこと

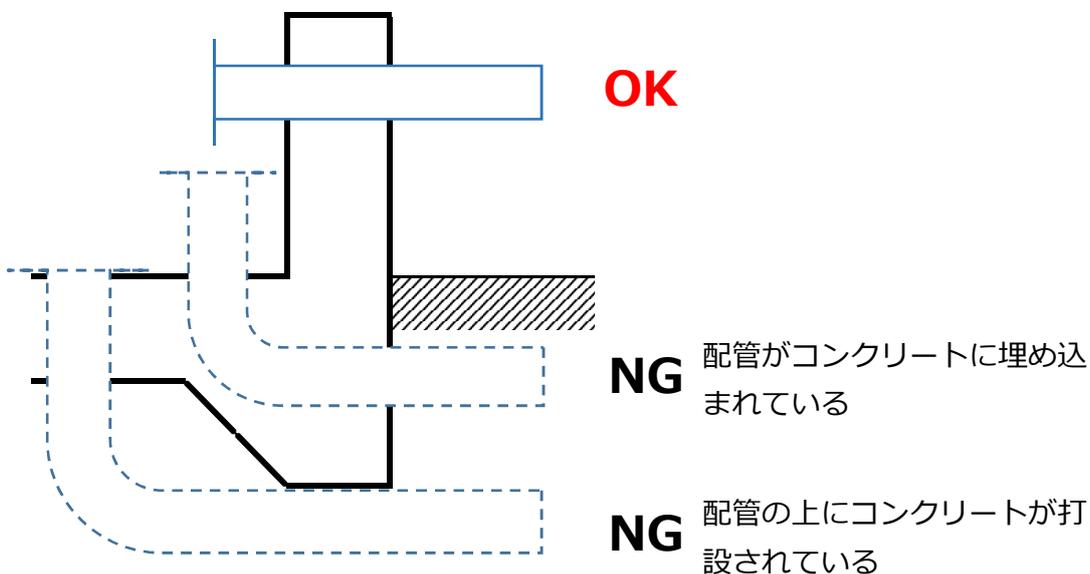
d. 軒裏給気・排気塔排気（軒裏に給気口、屋根頂部に排気口（棟換気）を設置する場合）

給気：天井面積の**1/900**以上の有効面積が必要

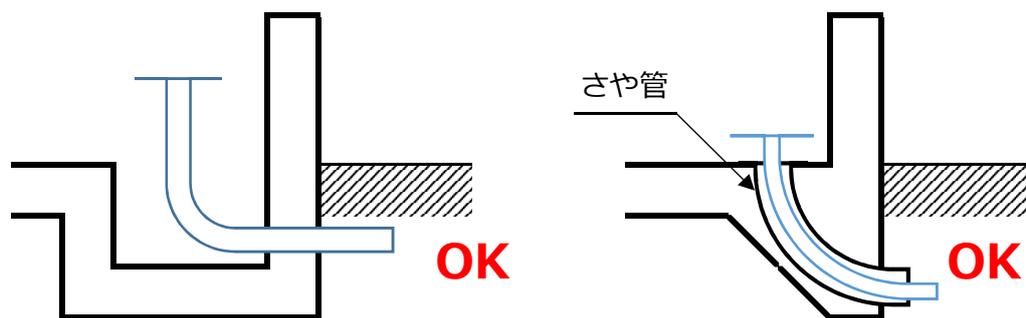
排気：天井面積の**1/1600**以上の有効面積が必要

■配管方法の基準

構造躯体に影響を及ぼさずに配管の維持管理が行えるよう、**基礎の立ち上がり部分等の貫通部を除き、配管（排水管・給水管・給湯管・ガス管）をコンクリート内に埋め込まないこと。**



躯体の維持管理を容易にするための措置



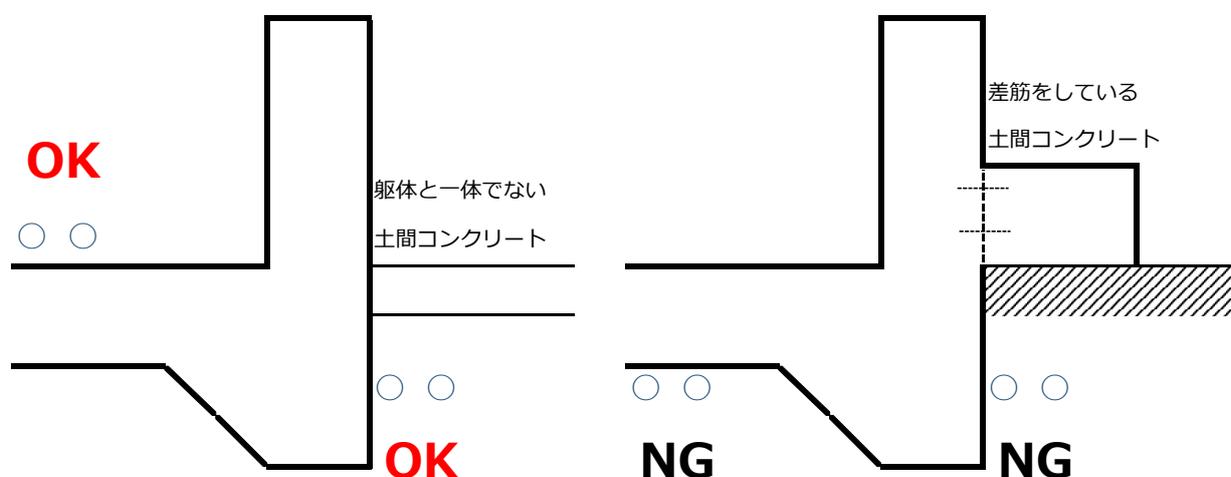
- ・ピット等により配管のコンクリート下への埋め込みを避ける

- ・さや管工法等により維持管理を行うことができる

■ 地中埋設管の基準

構造躯体に影響を及ぼさずに地中埋設管の維持管理が行えるよう、**地中埋設管上にコンクリートを打設しないこと。**

ただし、躯体と一体となっていない（差筋等をしていない）土間コンクリートや布基礎と一体となっていない防湿コンクリートは除かれます。



■ 排水管の構造の基準

排水管（継手、及びヘッダーを含む）の**内面**が、清掃に影響を及ぼさないように**平滑**であり、かつ、清掃に支障を及ぼすような**たわみ、抜けその他変形が生じない**ように設置されていること。

- ・排水管の内面：平滑であることが求められます。（ジャバラ管は不可。）
- ・排水管の継手：抜けないように接着継手などにすることが求められます。
- ・設置状態：たわみ、抜けがないよう、支持金物で固定するなどの措置が求められます。

耐震住宅～耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2の概要

（木造戸建て住宅）

■耐震等級の概要

地震の力が加わったときの建物の倒壊・損傷のしにくさを評価する指標であり、耐震住宅であることの見目安となります。

■耐震等級2以上の場合のチェックポイント

耐震等級を2以上とする場合は、建築基準法を満たしたうえで、さらに詳細な性能表示特有のチェックを行います。

チェック開始	目標とする等級	等級1	等級2以上
壁量の チェック	建物の存在壁量が、目標となる等級の地震と風に対する必要壁量より多いかどうかをチェック	基準法の チェック	性能表示の チェック
壁の配置の チェック	建物側端部分の壁量充足率又は壁比率が、バランスの条件を満たしているかチェック	基準法のチェック	
床倍率の チェック	耐力壁線による床区画ごとの床と壁の条件で決まる必要床倍率よりも、存在床倍率が大きいかチェック		性能表示の チェック
接合部の チェック	壁・床の倍率や配置に応じた、筋交い、柱・胴差や床・屋根の横架材の接合部の仕様を一覧表から選択	基準法の チェック	性能表示の チェック
基礎の チェック	基礎形式ごとに、負荷荷重や地耐力、上部耐力壁、開口に応じて必要な仕様をスパン表から選択	基準法の チェック	性能表示の チェック
横架材の チェック	負担する荷重や横架材の間隔・長さに応じて、必要な断面寸法をスパン表から選択		性能表示の チェック
チェック完了		等級1	等級2以上

バリアフリー住宅～高齢者配慮対策等級3の概要

(木造戸建て住宅)

■ 高齢者配慮対策等級の概要

高齢者（転落防止については子供を含みます）対策としての、住戸内における移動時の安全性及び介助行為の容易性への配慮のために講じられた対策の程度を評価する指標であり、バリアフリー住宅であることの見定めとなります。

■ 部屋の配置の基準

日常生活空間のうち、**便所が特定寝室と同じ階にあること**

・ 特定寝室～現在または将来、高齢者が就寝のために使用する部屋

・ 日常生活空間

1. 玄関
2. 便所
3. 浴室
4. 脱衣室
5. 洗面所
6. 特定寝室
7. 食事室
8. 特定寝室と同じ階にあるバルコニー（特定寝室が設置階にない場合のみ）
9. 特定寝室と同じ階にあるすべての居室（居間、台所、寝室、子供室、書斎等）
10. 1～9を結ぶ経路

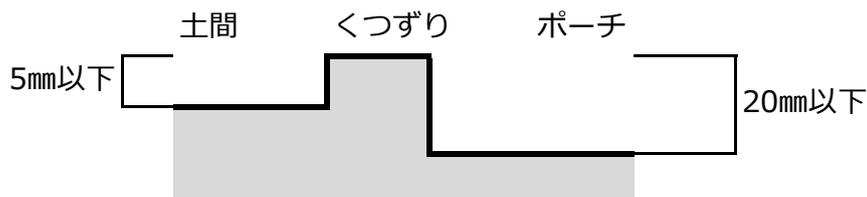
■ 段差の解消の基準

住戸内の床は**次の①、②を除き、段差のない構造**とすること。

① 日常生活空間内^内で認められる段差

日常生活空間内の次のa～fの段差は認められます

- a. **玄関の出入口**の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を**20mm以下**とし、かつ、くつずりと玄関土間の段差を**5mm以下**としたもの。

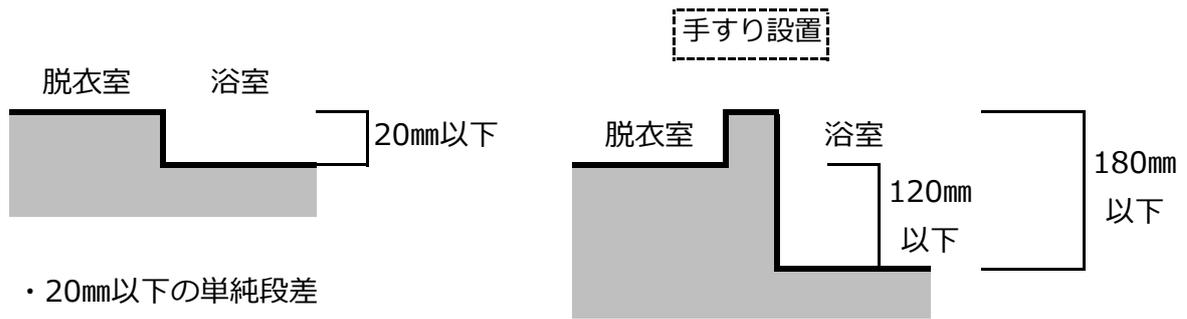


b. 玄関の上がりかまちの段差

c. 勝手口その他屋外に面する開口部（玄関を除く）の出入口および上がりかまちの段差

d. 一定の条件を満たす畳コーナー

e. 浴室の出入口で次のいずれかとしたもの



・ 20mm以下の単純段差

・ 浴室内外の高低差を120mm以下、
またぎ高さを180mm以下とし、
かつ手すりを設置

f. バルコニーの出入口の段差

②日常生活空間外で認められる段差

日常生活空間外の次のa～fの段差は認められます。

a. 玄関の出入口の段差

b. 玄関の上がりかまちの段差

c. 勝手口その他の開口部の出入口及び上がりかまちの段差

d. バルコニーの出入口の段差

e. 浴室の出入口の段差

f. 畳コーナー等の90mm以上の段差

■ 階段の安全性の基準

階段は次の①～④の基準を満たすこと。

ただし、ホームエレベーターを設置する場合は④のみ満たせば適合となります。

① 勾配の基準

- ・ 勾配は22/21以下
- ・ $550\text{mm} \leq \text{けあげ} \times 2 + \text{踏面} \leq 650\text{mm}$
- ・ 踏面は195mm以上

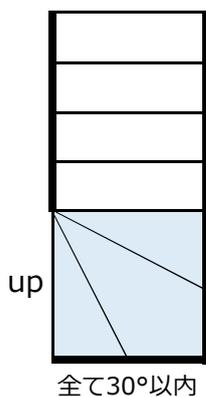
② 蹴込の基準

- ・ 蹴込みは30mm以下

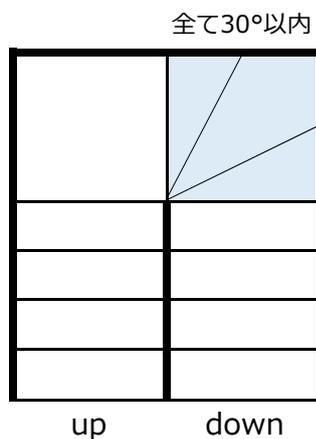
③ 階段に曲がり部分がある場合、①、②の寸法は、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とします。

ただし、次のa～cのいずれかに該当する曲がり部分には①の寸法の規定は適用されません。

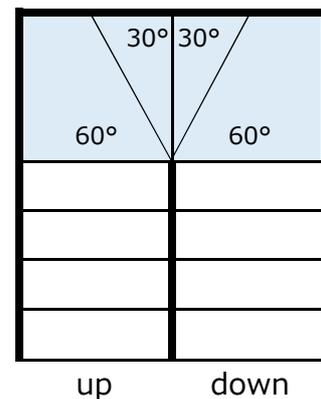
a. 90°の曲がり部分が
下階の床から上3段
以内、かつ、全て
30°以内となる部分



b. 90°の曲がり部分が
踊り場の床から上3段
以内、かつ、全て30°
以内となる部分



c. 180°の曲がり部分が、
60°・30°・30°・60°
の順の4段となる部分



④ 建築基準法の階段に関する基準（令第23条～第27条）

■手すりの設置の基準

手すりは次の①、②の基準を満たすこと。

①手すりの設置基準（転落防止以外）

・日常生活空間内の**便所、浴室、玄関、脱衣室**は下表の設置の基準を満たしてください。

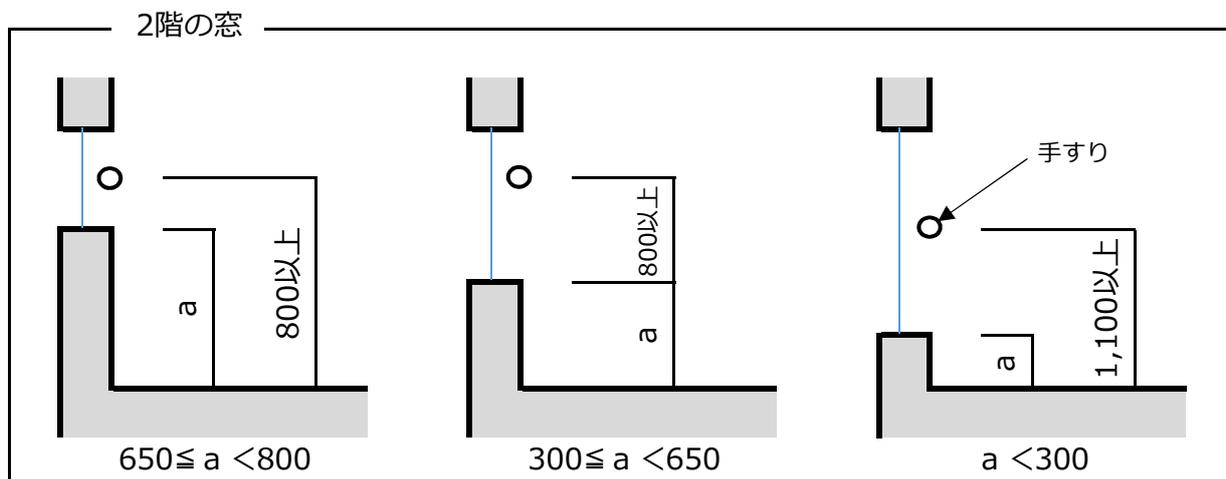
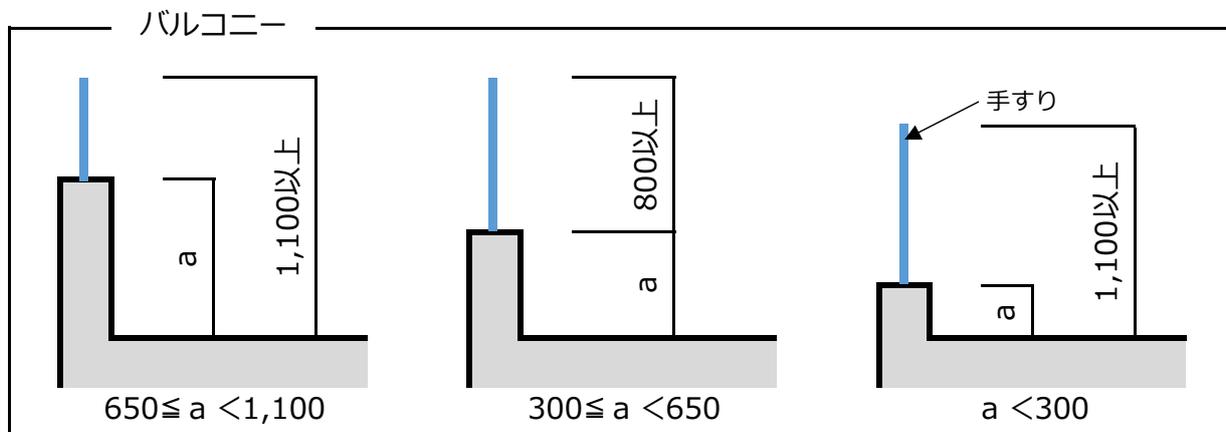
空間	手すりの設置の基準
便所	立ち座りのための手すりを設置
浴室	浴槽の出入りのための手すりを設置
玄関	上がりかまち部の昇降や靴等の脱着のための手すりを設置 又は将来設置できるように下地の準備
脱衣室	衣服の着脱のための手すりを設置 又は将来設置できるように下地の準備

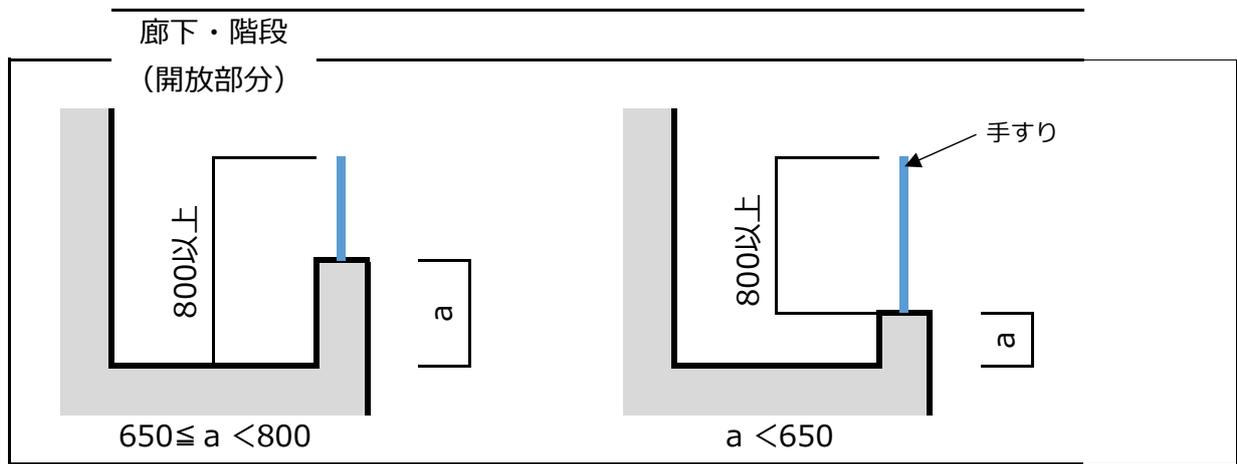
・**階段**は日常生活空間内外にかかわらず下表の設置の基準を満たしてください。

階段	片側（勾配が45°を超える場合は両側）に手すりを設置 踏面の先端からの高さが700mm～900mmに設置すること （ホームエレベーターを設置する場合は勾配にかかわらず片側で、設置高さも問わない）
----	---

②手すりの設置基準（転落防止）

a.転落防止のための手すりの設置箇所、設置高さの基準





※外部の地面や床等からの高さが1m以下の範囲、又は開閉できない窓などの転落のおそれのないものについては、この基準は適用されません。

b. 転落防止のための手すりの手すり子の内法寸法の基準

- ・ 転落防止のための手すりの手すり子の内法寸法を**110mm以下**としてください。

c. 建築基準法施行令第126条第1項に定める基準

- ・ 2階以上の階にあるバルコニー等の周囲には、安全上必要な高さが**1,100mm以上**の手すり壁等を設けてください。

■ 通路・出入口の幅員の基準

日常生活空間内の通路及び出入口の幅員は、次の①、②の基準を満たすこと。

① 日常生活空間内の通路の幅員

- ・ 日常生活空間**相互**を結ぶ通路の有効幅員を**780mm以上**（柱等の箇所は**750mm以上**）としてください。

② 日常生活空間内の出入口の幅員

a. 玄関・浴室の出入口

- ・ 日常生活空間**内**の玄関の出入口の幅員は**750mm以上**、浴室の出入口の幅員は**600mm以上**確保してください。
- ・ ただしこの場合の幅員は、開き戸では**扉の厚み**、引き戸では**引き残し**を勘案した**有効寸法**をいいます。

b. 玄関・浴室以外の出入口

- ・ 日常生活空間**内**の玄関・浴室以外の出入口の幅員は**750mm以上**確保してください。
- ・ ただしこの場合の幅員は、**軽微な改造（※）**により確保できる寸法をいいます。
- ・ また、日常生活空間内の**バルコニー**の出入口及び**勝手口**等の出入口にはこの基準は**適用されません**。

※軽微な改造～住宅の構造に影響を与えない範囲での改造。

ドアとドア枠を取り去るなど、一定の工事を伴う程度のものを意味します。

ドア枠に隣接する一部の構造躯体に影響を及ぼさないような間仕切り壁を

取り外して幅員を確保する場合もこれに該当します。

■寝室・便所・浴室の基準

- ・日常生活空間内の浴室は短辺が内法寸法で**1,300mm以上**かつ面積が内法寸法で**2.0㎡以上**確保すること。
- ・日常生活空間内の便所は次のいずれかとし、かつ便器を腰掛け式とすること。
 - a. 長辺を内法寸法で、**1,300mm以上**確保（軽微な改造による確保も可）
 - b. 便器の前方又は側方に**500mm以上**確保（ドア開閉による確保又は軽微な改造による確保も可）
- ・特定寝室の面積は内法寸法で**9㎡以上**確保すること。

※性能評価基準について、詳しくは「戸建住宅のための住宅性能評価申請の手引き」
（一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 発行）をご覧ください。

